

平成 2 6 年

教育福祉常任委員会  
会 議 録

期日：平成 2 6 年 9 月 1 0 日（水）

場所：大曲庁舎 3 階 大会議室

大 仙 市 議 会

# 大仙市議会教育福祉常任委員会会議録

---

日 時

平成26年9月10日（水曜日） 午前10時00分～午後2時22分

---

会 場

大仙市役所3階 大会議室

---

出席議員（7人）

3番 細谷洋造	5番 後藤健	7番 石塚 柏
10番 小山緑郎	12番 佐藤芳雄	21番 児玉裕一
24番 大山利吉		

---

欠席議員（0人）

---

説明のため出席した者

健康福祉部長兼福祉事務所長 小野地 淳 司	健康福祉部次長兼社会福祉課長 大屋 敷 忠 之
健康福祉部次長兼地域包括支援センター所長 逸 見 博 幸	児童家庭課長 高橋 利 省
教 育 長 三 浦 憲 一	教育指導部長 小笠原 晃
生涯学習部長 滝 沢 清 寿	教育指導部次長兼教育総務課長 佐藤 彰 洋
学校給食総合センター所長 杉 山 光 行	文化財保護課長 細川 良 隆
スポーツ振興課長 伊 藤 優 俊	市立大曲病院事務長 柴 田 敬 史
市立大曲病院事務次長管理課長 判 田 基	

---

議会事務局職員出席者

副 主 幹 田口美和子

---

第 1 大仙市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める  
条例の制定について

- 第 2 大仙市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定の制定について
  - 第 3 大仙市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
  - 第 4 平成 26 年度大仙市一般会計補正予算（第 5 号）
  - 第 5 大仙市民体育館条例の一部を改正する条例の制定について
  - 第 6 平成 26 年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入額の変更について
  - 第 7 大仙市仙北民俗資料館設置条例を廃止する条例の制定について
  - 第 8 平成 26 年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算（第 2 号）
  - 第 9 平成 26 年度大仙市スキー場事業特別会計補正予算（第 2 号）
  - 第 10 平成 25 年度市立大曲病院事業剰余金の処分について
  - 第 11 平成 25 年度市立大曲病院事業会計決算の認定について
- 

午前 10 時 00 分 開 会

○委員長（小山緑郎） おはようございます。本日は大変ご多用のところ、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。なんとか今日 1 日よろしくご審議の程よろしくお願ひしたいと思います。ただいまから、教育福祉常任委員会を開会いたします。当委員会に付託された事件につきましては、別紙日程表のとおり審査いたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。なお、正確な会議録作成のため、発言はマイクにスイッチを入れてからお願ひしたいと存じます。

はじめに、小野地健康福祉部長からご挨拶をお願いします。小野地部長。

○健康福祉部長（小野地淳司） おはようございます。本日、教育福祉常任委員会にご審議をお願いしております健康福祉部所管の案件でございますが、条例案が 3 件、補正予算案 1 件の計 4 件となっております。条例案につきましては、平成 27 年 4 月からの新たな子ども子育て支援制度の施行を見据え、市町村に条例制定が義務付けられているもので、1 件目が「大仙市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」案であり、2 件目が「大仙市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」案、そして 3 件目につきましては「大仙市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」案の 3 件でございます。補正予算案につきましては、冬期間の高齢者等の生活を支援するための、高齢者等除排雪サービス事業

の補正及びスライド条項の適用等に伴います峰山荘移転改築事業費補助金の補正予算、それに当市へのがんばる地域交付金の配分決定がなされたことをうけまして、これを法人立介護保険施設補助金及び法人立保育所補助金の一部に財源充当することに伴う財源振替をその内容としているものでございます。詳細につきましてはこのあと担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小山緑郎） ありがとうございます。それでは、審査に入ります。

議案第94号「大仙市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」から、議案第96号「大仙市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」は関連がありますので、一括して議題といたします。当局の説明を求めます。高橋児童家庭課長。

○児童家庭課長（高橋利省） 議案第94号「大仙市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」から議案第96号「大仙市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」まで、一括してご説明申し上げます。資料No.1の議案書とお配りしておりますA3版の議案第94号、95号、96号の説明資料、こちら2つをご覧いただきたいと思います。はじめに、議案第94号「大仙市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」であります。資料No.1の議案書は、8頁から30頁になります。説明資料は一番左の項目をご覧願います。説明につきましては、こちらの資料に基づいて行いますので、よろしく願いいたします。項番の2、本条例の対象事業ですけれども、新たな子ども・子育て支援制度が平成27年4月から施行される見込みであります。特定教育・保育施設とされる保育所、幼稚園、認定こども園、及び特定地域型保育事業とされる家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業について、項番3趣旨の通り、当該事業者が従うべき運営基準を根拠法令である、子ども・子育て支援法において市町村が条例で定めるとされていることから、当該基準を定めるものであります。項番5、条文構成ですが、本条例は、第1章が総則、第2章が保育所など特定教育・保育施設の運営に関する基準、第3章が家庭的保育事業など特定地域型保育事業の運営に関する基準、第4章雑則、及び附則で構成されておりますが、条例を制定するにあたっては、項番6、国の基準である内閣府令の基準に従って定める事項と参酌すべき事項が定められております。項番7、従うべき基

準は、法令の基準と異なる内容を定めることはできないものの、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定めることができるものとされるものであり、例として第4条の利用定員など29項目について、国の基準どおり定めるものであります。また、項番8の参酌すべき基準は、法令の基準を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることができるものとされているものであり、例として第8条の受給資格等の確認など28項目について、国の基準通り定めるものであります。項番9、施行日は、子ども・子育て支援法の施行の日とするものであります。

次に、議案第95号「大仙市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」であります。議案書は31頁から50頁になります。説明資料は真ん中の項目をご覧ください。本条例は、対象事業である家庭的保育事業など4事業を、国、都道府県及び市町村以外の者が行なう場合は、改正された児童福祉法において市町村長の認可を得なければならないとされており、その認可基準を定めるものであります。条文構成は、第1章が総則、第2章が家庭的保育事業、第3章が小規模保育事業、第4章が居宅訪問型保育事業、第5章が事業所内保育事業、第6章雑則及び附則で構成されており、厚生労働省令の基準に従うべきとされている、第4条最低基準と家庭的保育事業者等など27項目、及び参酌すべきとされている第7条の家庭的保育事業者等と非常災害など20項目について、いずれも国の基準通り定めるものであります。施行日は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行日とするものであります。なお、この法律の施行日は、先ほど議案第94号でご説明しました子ども・子育て支援法の施行日となっております。最後に、議案第96号「大仙市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」であります。議案書は51頁から57頁になります。説明資料は一番右の項目をご覧ください。本条例は、放課後児童クラブを対象に国、都道府県及び市町村以外の者が放課後児童健全育成事業を実施する場合、改正された児童福祉法において、あらかじめ市町村長に届出することとされており、事業者が遵守すべき最低基準を定めるものであります。条文は第1条の趣旨から、第22条委任までの本文と附則で構成されており、厚生労働省令の基準に従うべきとされている第10条、職員など2項目、及び参酌すべきとされている第5条の放課後児童健全育成事業の一般原則など17項目について、いずれも国の基準通り定めるものであります。施行日は、子ども・子育て支援法及び就学前の

子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行日とするものであります。各条例とも、条例制定から施行日までの期間は、事業者並びに保護者の皆さんに、新制度に円滑に対応していただけるよう周知に努めるものであります。

以上、条例案3件につきまして、説明を終わります。よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 委員長（小山緑郎） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。細谷委員。
- 委員（細谷洋造） どうもご苦勞様です。色々児童家庭課には資料などいただいて、少し検討させていただいておりますので、その部分を少し質問させていただきたいなというふうに思います。委員の皆さんには今回、大仙市の保育を申し込んだけれども、保留された方々の人数、といった部分をいただいた資料で皆さんにお渡ししておるんですけども。昨日、一般質問の中で今回の条例のことが取り上げられましたんですけども、市長は、今まで何をやってきたかが基盤にならなければいけないというようなことと、それから、この地域でやらなければならないことを不安をおこさないようにやっていくんだと。条例というものは国が定めて県、市という形でおろしてくるわけですから、これは作らなければいけないということなんだろうと、こういうことになるだろうというふうに思うんですけども、それは色んなことがあっても、この基準のところで運営はしていかなきゃいけないんだろうというふうに思うんですけども。ひとついただいた資料の中で、30人くらい0歳児の入所保留児童数、30人くらいおりましたね、昨年度。大曲地域が18人とダントツで多いわけなんですけれども。この部分のお母さん方の追跡調査といったらいいのか、まだ断られている部分でどういう生活をされているのかというふうなことを、支援するという方がいらっしゃって、調査するという形はできているものなんでしょうか。この辺のところちょっと心配で、ちょうど出産して1年、過ぎた辺りのところで、働けるか働けないかの境目なような気がするんですね。この部分がこれからの人生にとってもすごい重要な部分になっていくんじゃないかと。お母さん方を見てると、そういうふうに私思ってるんですよ。ですから、0歳児1歳児という部分のところ、非常にこのお母さん方にとっては、或いは若いご家庭にとっては非常に大切な時期なんじゃないのかというふうに思うので、保留された場合、そのお子さんを持つご家庭がどういう状況で生活されていらっしゃるのか、そんなふうなところまで

お調べになっていらっしゃるのでしょうか。ちょっとお聞きしたいなと思うんですけども。

○委員長（小山緑郎） 答弁を求めます。高橋課長。

○児童家庭課長（高橋利省） ただ今細谷委員からのご質問ですけれども、申込みがあった方のご家庭の状況ですとか、その後の保育の状況について、個々に追跡されているかどうかにつきましては、残念ながら1人1人については行われていないのが現状でございます。25年度30名の入所保留があったという資料、児童家庭課の方から提供したわけでございますけれども、年度途中の入所が叶わなかったということで、この30名の方について26年度当初の入所を申込みをされた方につきましては、全員入所できておりますことをまずご報告申し上げます。年度途中の入所できなかった時点の対応につきましては、まるこのひろばですとか、中仙、西仙にできました広場型で相談を受ける専任の職員を配置しまして、子育て中のお母さん同士の交流ですとか、子育てに関する悩みの相談ですとか、そういうものを対応して、家庭での保育に息詰まらないように配慮しているところでございます。入所受け入れ枠の拡大につきましては、今後、今組合病院の後に予定されております新しい施設も含めまして、この後、子ども子育て事業計画を策定いたしまして、定員枠の確定、全員入所できるような、体制に向けて努めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（小山緑郎） 細谷委員。

○委員（細谷洋造） 是非進めていただきたいと思います。もう1つなんですけどもね、今度の新しい制度の中で、支援員という制度が入っているようなんですけども。実はちょっと私期待してたのは、小規模集落コミュニティ会議のときの支援員制度みたいなものがあって、それで各地域に支援員が配置なるのかななんて思ってたら、そうじゃないんですね。あれですよ、ただ保育士さんの変わりに資格を持ってない方を講習を受けると支援員としてやれるという支援員なんですね。それでですね、地域で今みたいなご家庭のところを訪問して、支援すると、或いは事情を聞いたり或いは相談にのったり直接出向いて行っていただくという形の支援員はできないものかなというふうに私思うんですけども。保健士さんがやっているとすればそれなんですけども、本当にそういった形で地域の中に入っていけるという、行く方々を、専門的にやっていく支援員というのは、私は是非あるべきなんじゃないかななんて思ってるんですけども、それとは大幅に違う認識でしたので。その辺のところは、考えることできないもんかなというふうに、

この条例の中で無理だとか無理でないとかという部分があると思うんですけども、検討に値するんであれば、少し考えていただきたいものだなというふうに私、ちょっと考えたものですから、その辺のところお知らせいただければありがたいんですけども。

○委員長（小山緑郎） 高橋課長。

○児童家庭課長（高橋利省） ただ今の委員からご質問のありました支援員の制度につきましてですけども、今、国の方で子ども子育て支援事業で考えている支援員といいますのは、ちょうど横浜市で採用しました、子育てコンシェルジュという、色々な情報をお母さんに提供して、保育所に入るまでの支援員を行うという制度のようでございます。例えば保育所に入所を申込みして、市の窓口ですぐ入所できなかったという場合に、例えば他の制度で幼稚園という制度もあります、ですとか、ファミリーサポートセンターという事業がございます、こういうような色々な制度をご紹介して、相談にこられたお母さんの一番希望にあう制度を紹介するというのが支援員という制度のようでございます。大仙市においてもこの新制度がはじまった場合には活用してまいりたいというふうに考えております。個別に訪問して行う支援員の制度ができないかということでございますけれども、今回提案しております条例の中では、新しくできますものとしては、家庭的保育事業ですとか、個別訪問型の保育事業、そういうような制度というところまでしか国のほうで考えておりませんので、個別に訪問するという事業につきましては、今のところまだ対応できない常態でございます。

○委員長（小山緑郎） 細谷委員。

○委員（細谷洋造） 実情がそうでしょうから、認識としては是非もっていただきたいというふうに思っております。それからもう1つなんですけども。保育士が1人、乳児を扱う3人という国の基準となっているんですけども。私今ご縁がございまして、ひまわり保育園の伊藤先生と話しした時があるんですけども、やはりこの部分はどうしても2人にしていただきたいものだというお話があったんです。いざというときには3人は絶対抱えれないから、2人だったらなんとかなるんで。保育士1人につき2人という部分で、ここをなんとかクリアしてもらえそうな方法を講じてもらえないだろうかというようなことをおっしゃったことを記憶にあるんですけども。どうなんでしょう、これ、国の制度としてこんなことをやったら補助金が削られるとかという、そういうまずい部分というのがでてくるもんなんじゃないでしょうか。私その辺の部分というのはよく分からないんですけども。今は3人が基準だと、乳児の場合はそういうふうに言われてるん



ですけども。どうなのでしょう、この辺のところ2人というようなことの展望みたいなものはあるもんなんですか。

○委員長（小山緑郎） 高橋課長。

○児童家庭課長（高橋利省） 0歳児を保育できる人数でございますけれども、議員ご指摘のとおり保育士1人について3人までという基準になっております。保育所の運営費、施設型給付というふうに名称変わりますけれども、保育士1人について子ども3人見る分の人件費として給付されるという仕組みになっておりまして、実務上保育所によっては2人で止めているところもあります。ただ、入所希望が多いのでどうしても3人まで受け入れをお願いしている部分もございますけれども。3人より厳しい基準を市が単独で設けることはできますけれども、ただその分の負担につきましては、当然市の方で配慮しなければいけないということですので、現状ではなかなか厳しいというふうに認識しております。

○委員長（小山緑郎） よろしいですか。

○委員（細谷洋造） ありがとうございます。

○委員長（小山緑郎） 他に。石塚委員。

○委員（石塚柏） 議案94号は特定教育保育、特定地域の運営に関する基準、95号は家庭的保育事業に関する基準、96号は放課後児童に関する基準ということで、この3つの基準だって今までやってきてるっすべった。今細谷議員おっしゃったように、市長とのやりとりあった。3つ、質問したいんですが、従前の関連条例と今回、国が決めた法律によってこうして3つ訂正しなきゃならなくなったその内容の加速、国の方で言われてきたもんだから、新しくやらなきゃいけないなくなったなというものがあれば、この3つの中でかいつまんで概要教えてもらいたいということ1つ。2つ目がこの3つの条例、基準やることによって、今現在想定される職員の数がどうもここはこっただけ増えそうだなというところがあれば教えていただきたい。3つ目が、2に関連するんだけど、建物建てなきゃいけないとかあればなおさらなんですが、この3つやることによって、基準を満たそうということによって、新たに財源的な手当が必要だと、概ね何百万単位で結構なんで、もし今から想定できるのであれば、それらの内容に報告を願いたい。この3つをよろしく願います。

○委員長（小山緑郎） 高橋課長。

○児童家庭課長（高橋利省）　まず、最初のこれまでの条例、法令との関連でございますけれども、議案第94号の条例につきましては、施設の運営に関わる施設型給付につきまして、市町村の責任で行うということが明示されましたことから、事業を実施する事業者が従うべき基準を市町村の条例で定めるとされたものであります。従いまして、これまであります保育所の認可基準ですとか、幼稚園、認定こども園の認可基準につきまして、国及び県の法令、条例そのまま生きているものでございます。ですので、新たに市で条例を定めて市の責任を明確にしたというものでございます。次に議案第95号の条例につきましては、これまでここに4つの事業がございますけれども、制度で規定されておりましたのは、家庭的保育事業のみでございます。家庭的保育事業につきましては、これまで市町村が行って民間に委託して行うことができる事業でございましたけれども、この条例によりまして、民間が直接この事業を行うことができる、このあと居宅訪問型小規模、それから事業者内保育につきましても、これまで認可外保育所というところで行われておりましたけれども、新たに給付をもらうということで最低基準を定めるものでございます。次に議案第96号の放課後児童クラブにつきましても、これまでガイドラインというものを国から示されておりましたけれども、条例規定という形で定められたものがございませんでしたので、今回、国、都道府県、市町村以外の者が実施する場合の最低基準を新たに作るというものでございます。次に、職員の増員の見込みにつきましてですけれども、これは市の職員ということでしょうか。事業所の職員ということでしょうか。

○委員（石塚柏）　両方。

○児童家庭課長（高橋利省）　まず、事業所の職員につきましては、保育士の配置基準につきましてはこれまでと変わりございませんので、この事業、条例が作られたことによって事業所が新たに職員を増員するということは今のところございません。ただ認可外保育所につきましては、これまで、規定が職員の内保育士の資格をもつ者が1／3以上となっていたものが、全員保育士、或いは1／2以上保育士というふうに基準が高まりましたので、資格の持った職員の採用というのは加速されると思います。あと市の職員につきましては、この後、子どもの認定という事務が新しくできますが、こちらの方もシステム等の活用によりまして職員の増員については行わなくても対応できるように、この後進めてまいりたいというふうに考えております。次に新たな財源の見込みにつきましてですが、これまで給付の対象外とされていた認可外保育所に対する給付が行われ

ます。これにつきましては、国1/2、県1/4、市1/4の負担となりますので、この分が新しく増えることとなります。現在の幼稚園に該当する部分につきましては、私学助成という形で現在、国または県から直接幼稚園に給付されておりますが、今度施設型給付という形で市町村を経由して事業者、幼稚園に給付されることとなります。これにつきましても額が大幅に増えまして、給付率が国1/2、県1/4、市1/4ということとなります。ですので、幼稚園に対する給付につきましては、私学助成の額と市が負担する1/4の額の比較というのがまだできておりませんので、どれくらい増えるかにつきましては把握しておりません。ただ幼稚園に対する補助金が今1施設3千万から4千万くらいあります。私学助成につきましては、認定こども園になってるところが1園が700万から1千万くらいございます。3千万から4千万ほどの施設型給付になりますと、市の負担が750万から1千万程度ということで、現在の私学助成より多く、幼稚園の方に支給されますけども、単純に市の負担が増えるかどうかについては、まだ分析しておりません。いずれ認可外保育所の部分ということで、100万単位の或いは1千万単位の市の負担の増額は見込まれております。以上です。

○委員長（小山緑郎） よろしいですか。

○委員（石塚柏） 今の説明で結構です。

○委員長（小山緑郎） 他に。児玉委員。

○委員（児玉裕一） 高橋課長にお願いですけども、昨年の決算特別委員会、そして今年に入ってからの委員会の時に、是非保育士を増加してくださいということで、何人かは増加なったけども、恐らくこの待機児童0歳児の待機児童って、申込み終わって3月か4月頃なって出産した人方が、なんとか3カ月過ぎた時に入所したいと言っても、保育士がいなというような関係で待機なってると思うんだすよ。それどこの前、橋本五郎解説委員長が、せつかく55歳か60歳で退職した保育士さんもいるので、ちょっとお願いしながら、登録していただいてお手伝いできるものであればお手伝いしていただきたいなど。1年間とかでなくて、ちょっと3カ月なりお願いできないのかなということをなんとか児童家庭課からお願いして、できるだけ保育士も増えると思いますので、その辺りがなんといっても途中だから断られたという人がかなり多いので、なんとかお願いして来年度あたりできればそういうふうにしてもらいたいと思いますのでよろしくお願ひします。

○委員長（小山緑郎） 高橋課長。

○児童家庭課長（高橋利省） 保育士の増員につきましては、子どもの受け入れるためには保育士の確保というのが大変基本になりまして、平成26年度新たに乳幼児の保育推進事業ということで、大仙市内で12名の保育士の確保を各法人、保育所をお願いしましたところ12名の確保ができて、市長の市政報告にもありました通り、年度当初並びに年度途中の受け入れ児童の増員が図られたところでございます。ですので、保育士の確保というのが子どもの受け入れに大変有効な策であると思います。退職者の再雇用につきましては、各法人におきまして、退職した保育士を再雇用或いは臨時的に登録して協力いただいているという事例もございますので、なお一層進められるように働きかけてまいりたいと思います。

○委員長（小山緑郎） よろしいですか。

○委員（児玉裕一） はい。

○委員長（小山緑郎） 他に質疑はありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） なければ質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） 討論なしと認めます。これより議案第94号から議案第96号まで一括して採決いたします。本3件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） ご異議なしと認め、本3件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第101号「平成26年度大仙市一般会計補正予算（第5号）」のうち、健康福祉部所管の予算についてを議題といたします。当局の説明を求めます。はじめに、逸見健康福祉部次長兼地域包括支援センター所長。

○健康福祉部次長兼地域包括支援センター所長（逸見博幸） それでは、議案第101号「平成26年度大仙市一般会計補正予算（第5号）」にかかる地域包括支援センター所管分についてご説明いたします。資料No.2の補正予算書、こちらは13頁をお開きください。資料No.2-1主な事業説明書につきましては6頁をお開き願います。3款1項6目「老人福祉費」15事業であります「高齢者等除雪サービス事業費」は19,469

千円の補正でございます。事業説明書に基づきまして、事業の概要を簡単にご説明させていただきます。この事業につきましては、冬期間の継続事業として実施しているものでありますが、ひとり暮らし高齢者や、高齢者のみの世帯等を対象として、冬期間の道路除雪車通過後に家屋の玄関前に残された雪の塊を排除雪することにより、家屋への出入りを確保する事業であります。事業の実施期間は、除雪が開始されます11月15日から翌年3月31日までとしております。次に事業費の内訳でございます。これまでの実績と利用者世帯の増加を見込んで積算しております。今シーズンにつきましては稼働回数を17,599回と見込んでおります。これにつきましては、そのシーズンにより雪の状況が様々でございますので、過去数年間の実績と昨年度の利用世帯の増加等を加味して見込んだ稼働回数でございます。1回あたりの単価を1,100円といたしまして、稼働回数を掛けますと委託料総額は19,358,900円を計上させていただいているところでございます。なお、昨年度までは委託料につきましては1シーズン1世帯あたり36千円として、さらに1世帯の標準回数を35回というふうに積算したうえで事業者さんの方にシーズン単価36千円プラス超過した場合は1千円をプラスして支払っておりましたけれども、近年35回を超えての超過した回数が多かったり或いは支払いの方法が回数と違う形で支払われるという精算の方法をとらざるを得ない状況が続いておりましたので、今年度からは事業開始から委託単価が同額であったということも理由の1つとして積算させていただきまして、委託単価を1回あたり1,100円、それから支払い方法も単価かける稼働回数ということでお話しております。なお、利用者負担につきましては、変更ございません。市民税の課税区分により4区分としておりまして、所得税課税世帯については1シーズン12千円、均等割のみの課税世帯は10千円、非課税世帯は8千円、生活保護世帯は無料としております。説明書の下段でございます財源内訳につきましては、ただ今説明した利用者負担金3,388千円の他に、高齢者等除雪サービス事業債15,900千円と一般財源181千円であります。なお、高齢者等除雪サービス事業債につきましては、今年度よりのものでございます。

以上、説明を終わりますが、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（小山緑郎） このあとも説明が続きますけれども、課ごとに質疑を行っていきたいと思います。これにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

- 委員長（小山緑郎） 異議なしと認めます。それでは、ただいまの説明に対しまして、質疑がございましたらお願いいたします。石塚委員。
- 委員（石塚柏） 4の補正額の財源内訳、素人っぽい質問で申し訳ないんですけど、新たに事業債で、市債でやりますということであります。その他3, 388千円、一般財源、振り分けの理由、その辺りちょっと教えていただけませんか。
- 委員長（小山緑郎） 逸見所長。
- 地域包括支援センター所長（逸見博幸） お答え申し上げます。これにつきましては、実は平成26年度の当初の高齢者生活支援サービス費の財源も同様でございましたけれども、財源の確保ということで事業を行うにあたりまして、財政課の方と事業に充当できる、借入できる財源というのがないものかということとを常に協議をして、一般財源の支出をできるだけ減らすという協議を続けております。特に除雪対策、雪に関するものについて年度当初から除雪サービス等に係る財源、充当できる制度がないかということで調べていただいておった経緯がございます。今回、資料2の補正予算書の5頁でございますけれども、地方債補正というものがございます。資料No.2の大仙市補正予算書の5頁でございますが、こちらの方に地方債として借り入れるということで補正をさせていただいております。歳入の方におきましても財源を充当するというので、今回私どもの担当している高齢者等除雪サービス事業費の借入額を定めた上で15, 900千円を借り入れると。利用者負担金の部分は実は回数がこれに沿って、実質的には減っておりますけれども、市債の設定の額に合わせる形で利用者負担額を3, 388千円というふうに設定させていただいたというからくりがございますけれども、いずれ利用者負担額プラス、市債、一般財源のこの3つの財源でこの事業を賄っているということで、これまで一般財源の15, 900千円あまりは市債と形で対応させていただきことができたということがございます。来年度以降もこのような形で続くのではないかとこのように思っております。
- 委員長（小山緑郎） 石塚委員。
- 委員（石塚柏） 今の説明で結構です。
- 委員長（小山緑郎） 他にございませんか。大山委員。
- 委員（大山利吉） ちょっと教えてもらいたいですけれども、これ毎年たいした良い事業で、増えていくという予想のようです。第1点、担い手不足、これ防災課と相談するというけれども、どういうふうな相談して、なただ見通しで、やっていくとこだがなとい

うこと1点と、毎年9月なると除雪に関する補正があがってきます。ここは雪からは絶対永久的に開放されるわけではございませんので、これだけ重要な老人、高齢者の時に当初予算で、除雪費の中さ入れることは不可能なものでしょうか。これだけ大切な事業でお年寄りが1番頼りにしている、こういうような事業を9月の補正で上げないで、建設部の方の除雪費というものに1発で当初予算に組むことを、除雪費も今あがってきてる9億なんぼ。これもおかしい話だども、避けて通られないお金が何故補正で組まなきゃならないかということの見解。これ、財政なるのかな、分からないけども。その2点ちょっとお知らせ願えないですか。

○委員長（小山緑郎） 逸見所長。

○地域包括支援センター所長（逸見博幸） お答え申し上げます。最初の担い手不足につきましては、以前も大山委員の方から提案、それから質問がありましてですね、その点につきましてはできるだけ冬期間、臨時雇用という形であっても、この事業に関わる市民の方を雇用して、担い手不足を少しでも解消しようということで、昨年度のこの事業につきましては4名でしたけれども、この高齢者除雪サービス事業の補完する形として全ての事業者さんが対応している部分の不足部分を巡回しながら、除雪或いは相談にのったり点検したりという作業をさせていただいている経緯がございます。これにつきましては、実は総合防災課の空きや対策に関することが発生したら、双方連絡取り合いながら全ての雪に関する市民を対応できるようにということで、今年度それぞれ分けておったものを1本化いたしまして、まず8名の臨時職員を雇用して対応できるようにしているということが1つでございます。それから、実際のこの作業に関わる担い手不足というものについては、委託している事業者さんの方からも人出不足だということも言われております。理由としては高齢化していることが1つ、それから震災後の復興事業に土木建設業関係の人材が流れていると、それからもう1つ、東京オリンピックの関係でなかなか人が確保できないという問題はございますが、まずそこについては、申込みがあった世帯を巡回して除雪できる範囲の人材確保については、この事業の中ではシーズン前に協議いたしまして確保できるようにさせていただいているところでございます。

それから補正予算でなくて当初でこの事業について予算化すべきではないかというご意見ですけど、私どももできればそうしたいところはございます。まして、重要な事業というご認識を示していただいているということですので、これについてはご存じの通り、

財政当局の方と、それから他の除雪経費の方のどこで予算化するかという関連性もございますので、それについては今一度協議させていただきたいと思います。

○委員長（小山緑郎） 小野地部長。

○健康福祉部長（小野地淳司） 今の9月補正、今回、除雪経費全部あがったわけですけども、実際この事業についても、11月から翌年の3月31日ということで、例えばこれを当初予算に反映するとすると、実績それから例えば計画を見直しするとなりますと、時期的に当初予算というのは間に合わないということもあるんです。ですので、やはり実績を勘案して、例えば計画の内容を変えるだとか新たな事業を設けるだとか、今回も雪の計画、この後協議会をお願いするということになっておりますけども、いずれそういう形で毎年その雪に対する対策という、そこを見直しするという観点からいくと、ある程度、年度内3月終わってからの実績なりそういうものを核にしながら、当初予算計上したいという考え方もあるのかなというふうに思っております。

○委員長（小山緑郎） 大山委員。

○委員（大山利吉） まず1点目の担い手、市全体の話は今お聞きしました。例えば私どもの集落93軒あるんですよ。たいしたことのない距離にそれだけの軒数あるんですけども、その中で、自分でトラクターで毎朝除雪している農家が5軒おるんです。必ず業者、業者って言わなくても、トラクター運転しているドライバー65歳、70歳近い人もいます。いますけども、支所単位でもどこでもいいから、この集落で業者に請け負わなくてもトラクター持ってる方、朝やっていただけますか、やっていただけませんかという、そこまで詰め合わせないと、やっぱり行政の仕事だなということになっちゃうんですよ。そういう考えを是非、今冬は間に合わないと思いますけども、是非トラクターなり自分で除雪機持ってる方々に近所の打診、ここと、ここと、この家では毎年出入り頼まれてるけども、なんとかお宅がたやってもらえないでしょうかというようなことまで、細く入らないと、ただただ役所の仕事だなと言われてしまうと思います。私の考えはそう思います。

それから2点目の当初予算、今部長からお聞きしました。確かにその通りだと思います。しかし、補正っていうのはどういう意味だかということを見ると、利用者が増えるから、3月末での当初には間に合わないという気持ちは分かるけども、補正という言葉は基本的に15,000千円の当初予算を組んでおくと、やっぱり400百万足りな



かった、500百万足りなかったとやるのが、私は素人の考えですけども、それが補正予算だと思うんですよ。そこら辺の認識を部長教えてください。

○委員長（小山緑郎） 小野地部長。

○健康福祉部長（小野地淳司） 確かに大山委員がおっしゃるとおり、当初ある程度の計画を組んで、計画の内容が変わろうとも福祉で必ずやるという事業だとすれば、当初予算計上というのは普通の形だと思います。先程も申し上げたように、計画の内容というのは毎年替えようと、いい方に改善しようという市の考え方もありますし、それから雪に関してはある程度、特別交付税、これ財政課なりますけども特交の要素も絡んできますので、そこら辺の財源がどうなるのか不確定なものを、当初予算から組むのも難しいのかなと。これは私財政当局と話してるわけではありませんけども、考え方にはそういう部分もあるのかなというふうに思っております。

○委員長（小山緑郎） 大山委員。

○委員（大山利吉） 部長、特別交付税は、絶対狂わないんです。それは逃げ口なんですよ。地方交付税なんかはご存じの通り、面積とか道路とか色んな公共物、だいたいほぼ、ほぼなんかちょっと違うかもしれないけども。それから除雪に関する特交だって、そんなに大幅に狂うことはないと思うんです。だから国からくる金をみてみなければ、だめだから補正組むという考え方を、私はちょっとやっぱりそろそろこの時期にきて変えべきでないかと。他の市でとっくに当初予算を組んでる市いっぱいあるでしょ。今頃、9月で除雪に関する補正予算なんてあがってくるの、秋田県でなんぼくらいあると思いますか。これはあくまでもトップの考えだと思うけども、そろそろ下の方から管理職の方からそういう声を上げていく時期がきたんでねがなと思うんですけども、私の私見ですので終わります。ありがとうございました。

○委員長（小山緑郎） 小野地部長。

○健康福祉部長（小野地淳司） 今大山委員、おっしゃったことを上の方に伝えておきますので、よろしくをお願いします。

○委員（大山委員） 特に雪に関しては、当初組むにいいものは組んだ方が私はいいいんじゃないかなと。必ず必要だ、必ず。

○健康福祉部長（小野地淳司） 分かりました。伝えておきます。

○委員（大山利吉） 以上、終わります。

○委員長（小山緑郎） 他にございませんか。後藤委員。

○委員（後藤健） さっき石塚委員、聞かれたとこなんですけども、その理由は僕も知りたかったところなんですけども、これ来年度以降も市債を発行してできそうだという話だったんですけども、単純な話、そうすれば将来の負担でもって、この事業を実施することになると思うんですけども、単純に言えばどんどん、どんどん増えていくのではないかというふうに、市債が、そういうふうに思うんですが、その辺の認識というか方向性はどのように考えているものですかね。

○委員長（小山緑郎） 小野地部長。

○健康福祉部長（小野地淳司） 正直な話しますと、財源のところはなかなか財政課の方で財源を貼り付けるという作業で、我々は貼り付けられたもんですから、残り一般財源ですねという予算要求で、あくまでも起債の方は財政課ということになるんですが、この15,900千円の市債についても内訳、例えばこういう書き方しておりますけども、過疎のソフト事業ということになると交付税で7割バックというような制度もありますので、どういう起債を使っているのか、今うちの方で把握しておりませんので、後ほど確認してご報告させていただきたいというふうに思います。

○委員長（小山緑郎） いいですか、後藤委員。後藤委員。

○委員（後藤健） この除雪の基準の単価なんですけれども、これ間口1軒分をばっと寄せれば1,100円という認識でいいんですか。その1,100円の根拠と、最低補償分については委託先と協議って書いてますけども、雪少なかったときの最低という意味だと思うんですけど、どれくらいにされているものなのかとところ。

○委員長（小山緑郎） 逸見次長。

○健康福祉部次長兼地域包括支援センター所長（逸見博幸） 委託単価につきましては、この事業は平成18年に市町村合併した際に、行われていたところ、行われていないところあったわけなんですけども、すりあわせする中でシーズン36千円という中で、大体平均すると35回から36回なので、1回あたり1千円ですねという協議の中でこの事業が始まった経緯がございます。今回も単価を見直すにあたって、委託するにあたって、シーズン雪降っても降らなくても作業員を確保しなければならない或いは用具等も含めて減価償却分というか、そういったものも事務手数料も含めてですね、いくらかアップしてほしいということと、車で移動しますので燃料代等も含めてですね、ちょっと細くなるので私どもの数字、ちょっと資料としてご提出できないんですけども、そういくと1,100円前後の単価が妥当ではないかというところでした。非常にこれが妥当か

どうかというのは、どこの部分を積算していけば上乗せしていけばいいのかというのは、この事業の始まりのときの協議単価がございまして、なかなか難しいところはございますけれども、設定についてはそういったところです。内容については、間口1軒分を寄せるんですけれども。一応こちらの方で算定単価の根拠というのを、労務費と燃料費、それから諸経費ということを積算して、労務費882円、燃料費136円、諸経費82円ということで出させていただいておりますけれども、それについては精査していただいても、妥当かどうか評価が分かれるところでございます。それから間口1軒数ですけれども、やっぱり場所によって様々な条件がありますので、そこだけではなくて玄関までの間の降り積もった雪も合わせてやったり、1軒に留まらず屋敷内に必要があれば若干の幅を広げていただくという、そこに合わせた形で対応させていただいているということです。

最低補償につきましては、業者さんとシーズン前に事業35回とみてそれに合わせた人を配置するというところで、年間シーズン契約をするらしいんですけれども、少ないからお金がこないということではなくて、今のところ申し合わせしているのは、稼働が10回以下の場合であっても、これだけの額は補償しますよというところで、年間の稼働回数の範囲に応じて40%、半分以上は60%というふうな割合を定めまして、補償しているというところがございます。今回費用を改定したことによって、その具体的な最低補償額の割合についてはまだ決定しておりませんので、この後予算が確定した後で委託業者さんと最低補償についての細部について協議する予定としております。

○委員長（小山緑郎） いいですか。

○委員（後藤健） 分かりました。

○委員長（小山緑郎） 他にございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） ないようですので、質疑を終結いたします。次に、大屋敷健康福祉部次長兼社会福祉課長。

○健康福祉部次長兼社会福祉課長（大屋敷忠之） 議案第101号「平成26年度大仙市一般会計補正予算（第5号）」の内、社会福祉課所管分についてご説明いたします。資料No.2補正予算書の13頁をご覧ください。3款1項7目「老人福祉施設費」60事業「法人立介護保険施設等補助金」の財源振替についてでございます。8月12日付けで「がんばる地域交付金」の当市への交付決定がなされたことから、その対象事業となります。

特別養護老人ホーム桜寿苑のデイサービス送迎車両2台の購入費補助8,878千円につきまして、その財源を全額一般財源から国県支出金に財源振替補正をお願いするものでございます。

次に、3款1項7目「老人福祉施設費」69事業「峰山荘移転改築事業費補助金」の補正予算についてであります。資料No.2-1事業説明書の7頁も併せてご覧ください。峰山荘移転改築事業費補助金につきましては、平成25年度、26年度の2カ年事業といたしまして助成を行っているところでございますが、工期内に急激な資材・労務費等の変動が生じ、請負代金額が著しく不相当となったことから、受注者から請負代金額のスライド変更協議の請求がなされたところであります。請求内容を精査した結果、スライド条項の適用が妥当であるとの結論に至っております。この工事請負契約のスライド条項の適用につきましては、去る8月5日の議員全員協議会におきまして、西部給食センター建設工事並びに峰山荘移転改築工事に関しまして、建設部長より説明がなされたところでございますが、今回の補正予算につきましては、そのスライド分と併せまして、地盤改良に係る工種の追加による増額分45,056千円を補正し、補正後の額を964,642千円とするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

- 委員長（小山緑郎） 説明が終了しました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。後藤委員。
- 委員（後藤健） 工種の追加のところ聞きたかったんですけども、地盤改良で45,000千円ということですけど、これって最初の段階で分からないものですかね。その地盤の改良が必要かどうかというところは。
- 委員長（小山緑郎） 大屋敷次長。
- 健康福祉部次長兼社会福祉課長（大屋敷忠之） 恐れ入ります。私の説明があれでしたけども、増額分全額工種変更ということではなく、スライド分と併せまして。工事着工してから、軟弱地盤のところがあったということ。
- 委員（後藤健） その軟弱地盤のところは最初から分からなかったかという。
- 健康福祉部次長兼社会福祉課長（大屋敷忠之） 地盤調査はしておりますけれども、そこまでの結果がでてこなかったということでございます。それによる追加という形でございます。

○委員長（小山緑郎） いいですか。

○委員（後藤健） はい。

○委員長（小山緑郎） 他にございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） ないようですので、質疑を終結いたします。次に、高橋児童家庭課長。

○児童家庭課長（高橋利省） 引き続きまして、児童家庭課所管の補正についてご説明申し上げます。補正予算書は同じく13頁でございます。事業説明書はありません。3款2項3目61事業「法人立保育所補助金」の財源振替につきましては、先にご説明ありました「がんばる地域交付金」の充当によるものであり、平成26年度当初予算計上の「おおた保育園の認定こども園化に要する改修費補助」に8,359千円、6月補正計上の「はなだて保育園耐震補強工事費補助」に7,600千円、合わせて15,959千円充当し、財源振替を行うものであります。

以上、児童家庭課所管の補正につきましてご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小山緑郎） 説明が終了しました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） ないようですので、質疑を終結いたします。

以上で、議案第101号、健康福祉部所管の補正予算について、説明を終了します。

なお、討論・採決は教育委員会所管の補正予算説明終了後に行います。

ここで、説明職員入れ替えのため、暫時休憩いたします。

（ 休 憩 午前11時06分 ）

（ 再 開 午前11時15分 ）

○委員長（小山緑郎） それでは休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ここからは、教育委員会関係の議案について審査いたします。

はじめに、三浦教育長からご挨拶をお願いしたいと思います。

○教育長（三浦憲一） 本会議、或いは常任委員会と大変お疲れの中私たち教育委員会の審議ということで、なんとかよろしくようお願い申し上げます。教育委員会の方は条例改正2件、それから一般会計補正予算、特別会計予算2件等ございます。よろし

くご審議の程お願い申し上げたいと思います。また、この前は、市の教職員修会に大変お忙しい中、ご参列いただきましてありがとうございます。お陰様で、資料おあげしておりますが、全国学力テスト学力面、生活環境面で非常に子ども達が頑張って高く安定した状況が続いているということで、本当にありがたいなところと思っています。子ども達或いは学校、家庭、地域の役割それぞれしっかりと手を繋ぎまして、こういう成果になっているんでないかなというふうに思っております。大変ありがたいなところと思っています。このあと、学校関係は3年生はいよいよ進路に向かいますし、1, 2年生は新人戦とそれから文化祭等、大変また忙しくなります。生涯学習の方は国文祭、文化財の方もそうですね。国文祭に向けてまた新たなスタートになるわけですし、学校給食関係は西部の建築含めて、スポーツの方は500歳野球と大変スケジュールが忙しい状況がこの後も続きますが、錦織選手の頑張りの姿をしっかりと私達も捉えて、肩こりなんかにはなったりしないように頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく今後ともお願い申し上げます。

○委員長（小山緑郎） ありがとうございます。

次に、滝沢生涯学習部長より、発言の申し出がありますので、これを許可します。

滝沢生涯学習部長。

○生涯学習部長（滝沢清寿） 議案ご審議の前にご了承賜りたい件につきまして、説明を申し上げさせていただきます。去る7月17日開会の教育福祉常任委員会所管事務調査におきまして、懸案事項となっていました大仙市生涯学習施設、スポーツ施設の料金改定について、その素案を両課長から説明を申し上げたところであります。その中で、料金改定に伴う条例改正を第3回、本定例会に上程し、平成27年4月1日を施行日としたい旨を説明申し上げたところでありますが、明年10月に予定されております消費税率再引き上げに伴う市全体の公共施設使用料等の改定に伴う条例改正案を平成27年第1回定例会に上程し、平成27年10月1日を施行日とする方向で調整中であることから、生涯学習施設・スポーツ施設につきましても議会への上程及び施行日を併せたいと思っております。参考までですが、平成25年12月議会で消費税が3%引き上げの際、関連する市全体で101の条例改正が上程されていますので、27年第1回定例会においても、消費税が再引き上げとなれば同数程度の条例改正が上程されるものと思われま。なお、7月の所管事務調査の際にもご説明申し上げますが、生涯学習・スポーツ施設の料金改定につきましては、合併前の事前協議で懸案でありま

した地域格差や施設そのものの格差、建築経緯の相違等に絡む利用料の未調整を是正し、利用者の公平性を確保しつつ一定の受益者負担及び減免について統一するものであります。議案上程時期及び施行日が6カ月後遅れということになりますが、内容的には所管事務調査で説明した通りであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご了承賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小山緑郎） ありがとうございます。本件については、了承ということにより、よろしくお願いしたいとこのように思います。

○委員長（小山緑郎） それでは、審査に入ります。議案第92号「大仙市民体育館条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。伊藤スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（伊藤優俊） それでは、資料No.1、議案書の4頁及び5頁をご覧願います。議案第92号「大仙市民体育館条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。これは、協和小学校の統合に伴い、廃校となった旧船岡小学校の体育館を平成20年度から市民体育館として活用しておりましたが、この度、雇用の確保及び地域活性化を図るため、普通財産に用途変更した上で県内企業に貸し付けすることとし、体育館施設を廃止するものでございます。旧船岡小学校は、統合による廃止後、地域活性化、雇用創出の観点から、企業へ貸し出しすることとして、既にエーピーアイ（株）が平成22年12月から教室棟などを活用して歩行環境シミュレーター「わたりジョーズ君」などの製造・研究開発事業を行っております。今年5月に、秋田市に本社を置く（株）秋豊ネットライズからグラスウールを使ったプラスチック強化樹脂の製造事業生産拠点として活用したい旨の要望がありまして、市長部局を中心に調査及び準備を進めているところでございます。貸し出し部分は、体育館をプラスチックの原料製造工場とするほか、校舎の空き部分も事務室やストックヤード、展示場等として活用することとしており、企業への貸し付けが確定した場合、改修工事に着手する前に建築基準法や消防法関連等の手続きや賃貸借契約を締結する必要があることから、事前に用途変更を伴う条例廃止をお願いするものでございます。なお、秋豊ネットライズの計画では、創業時に11名程度、将来的には35名程度の雇用計画となっており、8月18日に現在、船岡体育館を利用されている2団体を含めた地域住民を対象に説明会を開催し、概ね理解を得られております。次に、資料をご覧ください。議案第92号関連資料と書いたものでございます。1頁から順序に説明させていただきます。はじめに、船岡体育館

の概要ですが、昭和57年5月に建設されて、既に32年が経過しております。延べ床面積は853㎡となっております。2つ目、現在の利用団体ですが、バレーボールのスポーツ少年団が月に4回程度、中野バドミントン同好会が月に2回程度使用しておりますが、バレーボールスポーツ少年団は、主な活動場所を徐々に協和小学校に移していく予定となっております。3つ目、利用状況ですが、平成25年度は年間で1,267人、103件の利用となっております。その内、自衛隊の訓練や秋田市からの団体で10件、222人が利用されております。次に、企業情報でございますが、要望のありました企業は、株式会社秋豊ネットライズで、秋田市土崎に本社を置き、仙台や大館、中仙などに5つの営業所を構えております。業種といたしましては、一般貨物自動車運送業をはじめ、自家用自動車運行管理業、貨物取次業を主な業種としております。大仙市においては中仙地域における公用バスの運行業務を受託されております。設立は、昭和46年、資本金22,500千円、従業員数114人となっております。次に、強化プラスチックペレットの製造事業につきましては、投資額は見込みですが1億6千万円、旧船岡小学校の校舎で現在エーピーアイが使用していない部分と体育館を活用する予定となっております。今後の予定といたしまして、文部科学省への用途変更手続き、賃貸借契約の締結、企業側としては改修工事に係る設計と各種申請手続きを経て、年内には改修したいとのことです。操業は、平成27年当初を目指しているようでございます。次に、製造した強化プラスチックペレットの用途ですが、薄型成型品、電気器具製品、自動車部材、OA機器などに用いられることとしております。2頁目をご覧ください。年度別生産計画となっております。創業当初は、1日4tの生産量としておりますが、少しずつ増産して将来的には1日20tを目標としております。次に、雇用計画ですが、操業時は11名、将来的には35名の雇用創出を見込んでおります。賃貸借料は、過去の空き校舎貸付けの前例にならしまして、固定資産税相当額とし校舎、体育館を合わせて年額1,600千円程度を想定しております。地下水・排水・騒音につきましては、はじめに地下水ですが、校舎敷地の下の方に湧き水があり、飲めるほどの水質の地下水であることから、ボーリングにより1日あたり30立米程度を使用する予定としております。排水につきましては、製造過程で水に溶けて流出するような薬品等の使用もなく、さらに浄化槽処理後の正常基準値以内の排水となりますので、環境には影響を及ぼさないということでございます。加熱処理作業とペレット切断作業の時に多少の音は発生しますが、騒音の害に及ぶレベルではないようです。3頁をご覧ください。秋豊ネットライズから



提供いただいた資料になります。1 事業目的ですが、特許取得済みである最先端技術によって、プラスチック強化樹脂の製造と研究開発を通じて、地域経済に貢献することとしております。2 と次の頁、3 を合わせて、製造する強化樹脂について簡単に説明させていただきますと、企業や家庭から回収される廃ガラスを再利用いたしまして、プラスチック製品の原料となるペレットを製造するものでございます。従来は、強化材としてグラスファイバーを使用していたものを、グラスウールを混ぜ込むことにより、製品の強度が均一に高まり、耐熱性も向上いたします。この製法は、東京都荒川区に本社を置きますナノダックス株式会社による特許製法で、秋豊ネットライズが業務提携して製造するものであります。当面はグラスウールをナノダックスから調達し技術指導を受けて製造することとしております。5 頁以降、7 頁まで改修及び活用予定の範囲を示した図面を添付させていただきました。6 頁の左側が体育館となっており、製品の製造工場とする予定です。校舎は赤く囲んだ部分となりますが、1 階部分の教室などは、製品の原材料ストックヤードとして活用し、7 頁 2 階部分の教室などは、事務室、社員休憩室、応接室などに活用する予定となっております。

以上、説明いたしました。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（小山緑郎） 説明が終了しました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。石塚委員。

○委員（石塚柏） 今現在、利用団体のところ書かれてますけど、これ止めたとしたらばこういった人たちは、今度どういった代替え施設を求めていくんですかね。よろしくお願い致します。

○委員長（小山緑郎） 伊藤課長。

○スポーツ振興課長（伊藤優俊） バレーボールのスポーツ少年団につきましては、協和小学校の方に今少しずつ主な活動拠点を移動しているところでございます。その他にはサンスポーツランド協和体育館なども利用して、船岡小学校を使っていた分を他で賄うというような形にしておりますし、なかのバトミントン同好会の方も同様近隣に体育館を利用するというふうに伺っております。

○委員長（小山緑郎） 石塚委員。

○委員（石塚柏） 工場にしたらば、困るという人はでてこねすか。大丈夫ですか。

○委員長（小山緑郎） 伊藤課長。

- スポーツ振興課長（伊藤優俊） 今まで企業側等とも説明会等も開催をいたしまして、概ねご理解をいただいているという段階でございます。
- 委員長（小山緑郎） いいですか、石塚委員。
- 委員（石塚柏） 結構です。
- 委員長（小山緑郎） 他に。大山委員。
- 委員（大山利吉） これ課長の範囲を超えるかどうか分からないから、分からなければ分からねで。この会社はどっかさ行こうとしておったんだですか、なかったんだですか、それ1点と。1, 600千円のこの契約、賃貸というのは何年契約なもんだですか、ちなみに。もう1点、この文科省の用途変更というのは、建物何十年過ぎてもやっぱり出さねばだめなもんだべな。例えば、とっくに借金も終わって、返済も終わってなっても用途変更は。この3つ。振興課長の枠を超えたら、答弁結構です。
- 委員長（小山緑郎） 伊藤課長。
- スポーツ振興課長（伊藤優俊） それでは1つ目でございます。秋豊ネットライズさん、実は昨年秋田市との新都市産業区に進出の話がございまして、そちらのほうは新聞紙上にも載っておりましたのでご存じかと思われましても、実際に新都市産業区、こちらの方調べたところプラスチックペレットを冷却する際に水を使用しますが、その製品の品質を保つために高い水質が必要だということでございます。いい水質を求めるということでございます。その同工業団地内の企業に工業用水について聞き取り調査を行ったところ、秋豊ネットライズが聞き取り調査を行ったところ、不純物の処理があまりよくないとの情報があったため、地下水の調査を行った結果、地下水が出ないということが判明したので、やむなく断念したというふうに伺っております。
- 委員（大山利吉） そういうことなんだ。
- スポーツ振興課長（伊藤優俊） 2つ目、1, 600千円、想定でございますけれども、年額1, 600千円で5年契約ということで伺っております。それから3つ目でございますが。
- 教育指導部次長兼教育総務課長（佐藤彰洋） 委員長、国庫納付金の返還についてですけども、こちら私の方からご説明させていただきます。
- 委員長（小山緑郎） 佐藤次長。
- 教育指導部次長兼教育総務課長（佐藤彰洋） 借金というのは、地方債の方はもう終わってるわけです。その際に補助金を国の方からいただいております。この補助金という

のは建物の構造によって年数が定められております。それで鉄筋コンクリートでしたので、その平成12年以前のものは60年というふうな年数でございます。今は平成13年以降は47年になっておりますので、60年ということでもまだその年数は経っておりませんので、その間、もし有償で貸出する場合はそういうふうに返還するというふうなことで、無償の場合は報告だけで結構なんですけれども、有償の場合はそういうふうなことで、それ以上の基金を積み立てなければいけないというふうなことになっておりますので、そういうことでございます。ちなみに鉄骨は40年、木造は24年というふうなことで、平成12年以前のものはそういうふうになっております。

○委員長（小山緑郎） 大山委員。

○委員（大山利吉） 我々本当にばかくさい話だもんな。なんにも文部省さそんたの出さねたて、とっくに過ぎてらものだったら、市独自で判断してやればいいんだもんだもんな。そういうふうになってるんだ。分かりました。

○委員長（小山緑郎） いいですか。

○委員（大山利吉） はい。

○委員長（小山緑郎） 他にございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） なければ質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第100号「平成26年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入額の変更について」を議題といたします。当局の説明を求めます。伊藤スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（伊藤優俊） それでは、資料No.1 議案書の62頁をご覧ください。議案第100号「平成26年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入額の変更について」ご説明申し上げます。これは、大仙市スキー場事業特別会計に、一般会計からの繰入額を78,855千円以内から、このあと議案第103号で説明いたします太田大台スキ

一場の設備や機器の修繕費 3,640 千円を補正し、82,495 千円以内に改めることについて、地方財政法第 6 条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（小山緑郎） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） なければ質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 97 号「大仙市仙北民俗資料館設置条例を廃止する条例の制定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。細川文化財保護課長。

○文化財保護課長（細川良隆） 議案第 97 号についてご説明申し上げます。議案書の 58 頁と 59 頁をお開き願います。「大仙市仙北民俗資料館設置条例を廃止する条例の制定について」であります。これは仙北地域の国指定史跡払田柵跡地内の、旧池田氏庭園払田分家庭園に隣接して設置しております民俗資料館を廃止する条例であります。廃止する理由につきましては、平成 24 年度までに実施いたしました市内の資料館等の統合及び資料の集約によりまして、大仙市総合民俗資料交流館に資料を移管していることに加え、施設が老朽化し、再利用が不可能なため、解体を前提に廃止する必要がありますので、当該条例を廃止するものであります。なお、施行期日は、平成 26 年 10 月 1 日であります。

どうか、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小山緑郎） 説明が終了しました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いします。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） なければ質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第101号「平成26年度大仙市一般会計補正予算（第5号）」のうち、教育委員会所管の予算についてを議題といたします。当局の説明を求めます。杉山学校給食総合センター所長。

○学校給食総合センター所長（杉山光行） 議案第101号「平成26年度大仙市一般会計補正予算（第5号）」についてご説明いたします。資料No.2の大仙市補正予算書18頁をご覧ください。10款1項4目90事業の学校給食事業特別会計繰出金についてですが、補正前の額729,096千円、補正額1,177千円、補正後の予算を730,273千円とするものであります。繰出金の内訳ですが、詳細については議案第102号「平成26年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）」でご説明申し上げますが、補正内容は、西部学校給食センター整備事業の建築工事の請負契約におけるスライド条項適用による増額であります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（小山緑郎） 説明が終了しました。この後も説明が続きますが、課ごとに質疑を行っていきたいと思います。これにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） 異議なしと認めます。それでは、ただいまの説明に対しまして、質疑がございましたらお願いします。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） ないようですので、質疑を終結いたします。次に、佐藤教育指導部次長兼教育総務課長。

○教育指導部次長兼教育総務課長(佐藤彰洋) 私の方から教育総務課所管につきまして、補正予算を説明させていただきます。説明資料につきましては、今見ました資料No.2とそれから主な事業の説明書、こちらの方をご覧いただきたいと思います。はじめに主な事業の説明書を使いまして説明させていただきます。19頁をご覧いただきたいと思います。事業名「校舎等維持補修及び施設整備費」でございます。これは小学校関係でございます。補正額6,099千円でございます。この事業は、児童の安全で安心な学校生活環境を提供するため教育施設の維持補修及び整備を図ることを目的としてございます。2の事業の概要でございます。来年度、中仙小学校に肢体不自由児童が1名が特別支援学級に入学予定となりました。その対応としてその児童が使用するトイレを改修するものでございます。また、児童が学習する教室にいたるまでの玄関から廊下についてもバリアフリー化を行い、廊下の段差解消及び手摺り等の設置を行うものでございます。工事の内容は廊下手摺り新設工事、それから玄関スロープ新設工事、それから避難口スロープ新設工事、それから児童用女子トイレ改修工事でございます。事業費は設計委託費378千円、工事費5,721千円で合計6,099千円でございます。また、財源の振り分けでございますけれども、今回、国から「がんばる地域交付金」の配分がありました。それに伴い当該事業費に対しましても財源振替がありましたのでご説明させていただきます。この交付金は、景気回復が波及していない財政力の弱い市町村が実施する建設公債の対象となる補助事業や、地方単独事業の地方負担の軽減を目的に、国の平成25年度の補正予算(第1号)において特別措置として創設された交付金であり、国では総額870億円を補正予算計上しております。これまで、財政課の方で交付金の算定対象事業やそれに係る地方負担額調整が行われ、8月12日付けで本市への交付額146,250千円の配分決定があったことから、今回、当初予算計上済みの10事業の他、今次定例会の補正予算の一般財源分に交付金を充当するものでございます。なお、この交付金は制度上、地方債発行対象事業のみ充当可能でございます。でありますので、大規模改修だとかそういうふうな多額の工事費に充てられるというふうなことで、今回のこの4,462千円は花館小学校、それから藤木小学校の高圧受電設備改修費の契約額4,462千円に充当するためのものでございます。4の補正額の財源内訳ですけれども、今申し上げました国県支出金には「がんばる地域交付金」4,462千円で残りの1,637千円が一般財源というふうになってございます。

次、20頁をご覧いただきたいと思います。事業名「学校施設天井等落下防止対策事業費」でございます。内容は小・中学校施設の天井等落下防止対策についてでございます。補正額53,584千円であります。当初予算で計上されておりました屋内体育館等の点検・調査が終わり、その結果に基づき対策工事を実施するものでございます。その点検結果について、ご報告させていただきます。前もってお渡ししております教育福祉常任委員会の防止対策事業の点検結果対策費用一覧というものをご覧いただきたいと思います。めくっていただきますと、結果報告書には、小・中学校別に学校名、それから施設名それから点検項目といたしまして、吊り天井、それから照明設備、バスケットゴール、それから音響設備等となっております。点検の結果、対策の必要とされる箇所は対策要とし、必要の入らない箇所は対策不要と明記してございます。また、横棒ハイフンは設置されていないことを示しております。また、概算工事費、それから設計費等や概算の工事の期間が明記されております。全体事業費の合計は約6億円でございます。この点検結果に基づきまして、協議調整し現在のところは今年度実施する学校は、学校名が赤く塗りつぶしてあります大曲小学校と西仙北小学校であります。補正予算といたしましては、大曲小学校の工事費、それから西仙北小学校の設計委託料と工事費及び吊り天井のある学校として青い字で明記されております小学校6校、それから中学校4校の実設計費を計上したところでございます。それではまた、事業説明書の方に戻っていただきたいと思います。事業説明書の20頁でございます。点検結果の報告で申し上げましたとおり、補正額の計上は吊り天井のある体育館等掲載されてあります東大曲小学校他6校分の実設計費6,301千円、それから大曲中学校他3校分の3,948千円を委託料で計上し、補助交付決定の承認がされてあります大曲小学校の工事費41,375千円と、それから補助対象外、結局4,000千円以上がこの補助対象となっておりますので、西仙北小学校はそれに達しておりません。工事費1,960千円でございますので、それと合わせた合計が43,335千円を計上したものでございます。補正額の財源内訳につきましては、国県支出金が防災対策推進学校施設環境改善交付金として13,791千円、それから地方債といたしまして39,700千円、残り一般財源93千円というふうになってございます。

次に、主な事業説明書になかったもので、資料No.2補正予算書をご覧いただきたいと思います。18頁です。財源振替のみの補正計上のため、事業説明書がないものでございます。18頁の10款3項の中学校費の12事業「校舎等維持補修及び施設整備費」

であります。これも小学校費と同様に「がんばる地域交付金」が充当されておりまして、対象事業は南外中学校、それから大曲南中学校の高圧受電設備改修費、それから南外中学校給油設備改修工事に19,977千円を充当し一般財源との財源振替をしたものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小山緑郎） 説明が終了しました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。大山委員。

○委員（大山利吉） バスケットのリングとか、照明とか音響分かれるも、吊り天井ってばなんただよつなのか。なつただよつだが、俺分からね。

○委員長（小山緑郎） 佐藤次長。

○教育指導部次長兼教育総務課長（佐藤彰洋） 天井の鉄骨があるわけですが、そこに直接天井をつけてないで、そこから棒でつり下げて、まっすぐに天井をボードで貼っているものを言っているものでございます。やっぱりむき出しの体育館もございませうけれども、やはり天井をつけた体育館も設置してある学校もございませうので、それが今言った青い字で書かれてある学校です。

○委員（大山利吉） 全ての小中はいつまで。

○委員長（小山緑郎） 佐藤次長。

○教育指導部次長兼教育総務課長（佐藤彰洋） 計画では平成28年度までというふうな当初の計画でしたけれども、国の方針の推進の通知がございまして、27年度で終了せよというふうなことで、まずいち早く市としてもそれに対応していきたいと考えております。

○委員（大山利吉） この学校みんな。

○委員長（小山緑郎） 佐藤次長。

○教育指導部次長兼教育総務課長（佐藤彰洋） まずやりたいというふうなことで今思っております。

○委員（大山利吉） 大変だすな。耐震やって、吊り天井やって、次何でてくるべな。はい、分かりました。

○委員長（小山緑郎） 他にございませうか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）



○委員長（小山緑郎） ないようですので、質疑を終結いたします。次に、細川文化財保護課長。

○文化財保護課長（細川良隆） 同じく補正予算の文化財保護課の所管分についてご説明申し上げます。補正をお願いする内容につきましては、資料No.2、平成26年度大仙市補正予算及び資料No.2-1 主な事業の説明書でご説明させていただきます。最初に資料No.2 補正予算の18頁をお開き願います。中段になりますけども、今回の補正予算は10款5項6目の「文化財保護費」のうち3つの事業について、合わせて18,264千円の補正をお願いするものであります。最初に財源振替として、先に教育総務課で説明いたしました「がんばる地域交付金」充当事業の、文化財保護課所管事業について説明させていただきます。文化財保護課関係の「がんばる地域交付金」の充当は、平成26年度当初予算に計上していただいた14事業の「払田柵跡環境整備事業費」の30,345千円のうち「払田柵跡復元材木塀建替工事」の補助残に対して、この交付金12,933千円を充当する財源振替となっております。次に、11事業と16事業の補正につきましては、資料No.2-1の事業説明書で説明させていただきます。22頁をお願いいたします。11事業の「文化財保護施設管理費」についてであります。補正は、払田柵跡出土品収蔵庫と仙北民俗資料館の解体に要する経費として、新規に12,210千円の追加をお願いし、補正後の予算額を30,854千円とするものであります。事業の目的と概要についてであります。資料館の廃止をお願いする条例で説明させていただきましたが、平成24年度までに実施した資料館等の統合及び資料の集約によりまして、払田柵跡出土品収蔵庫と民俗資料館の資料は、大仙市総合民俗資料交流館などに移管され、建物も老朽化し、再利用が不可能となっておりますので、この建物を解体する経費の補正をお願いするものであります。この2つの建物は、同一敷地内に設置されており、収蔵庫が鉄筋コンクリート造り2階建て、延べ床面積が203.8平方メートル、資料館は鉄骨作り平屋建て、延べ床面積が259平方メートルとなっており、それぞれ建築後43年、38年というふうな機関を経過したものとなっております。なお、今後の方向性としましては、施設の維持管理費の縮減はもちろんです。資料の集約先の「くらしの歴史館」の充実が図られることにつながりますし、解体することで、隣接する払田分家庭園の景観向上にも貢献することができると期待されます。補正の財源についてであります。12,200千円が公共施設解体事業債の充当で、一般財源は10千円となっております。次に、資料の23頁、16事業の「旧池田氏庭園管理費」についてお願

いたします。旧池田氏庭園管理費につきましては、当初予算に12,605千円を計上していただいておりますが、今回6,054千円の追加をお願いし、補正後の金額を18,659千円とするものであります。補正の目的と概要につきましては、年次計画で進めておる受付施設とガイダンス広場及び駐車場が、秋の国民文化祭にあわせて完成することにより、これらの施設の安全利用を目的に、備品購入や補完的設備の整備と維持管理に要する経費の補正となります。項目は3つに分かれております。1つ目が、米蔵の補完的設備を整備する経費1,586千円であります。内訳は、バリアフリー対策として、出入口などにスロープを設置する経費720千円、漆喰扉を開放時に安定させる保護枠、いわゆる鞆の設置に443千円、冬囲い等の雪対策が423千円となっております。2つ目は、受付施設に係るものとして2,753千円であります。その内訳は、外構と修景整備に1,425千円、出入口の雨どいや冬囲いの設置などのほか、建物の維持管理費が489千円となっております。3つ目は、備品関係に1,715千円あります。内訳は、万が一の時に備えたAED、自動体外式除細動器の設置ですけれども、その他に来園者のためのベンチや折りたたみテーブル、イベント用のテントなどの管理備品を整備するものであります。今後の方向性についてであります。米蔵や便益施設の完成で、本家庭園の利便性が高まることから、今後の公開活用の拡大に大きな弾みとなります。今後は来園者の安心と安全に配慮しながら、さらに庭園や地域の文化と歴史の理解につながる管理運営を目指すものであります。なお、補正額の財源は全額一般財源となっております。

以上、3つの事業の補正についてご説明申し上げました。どうかよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小山緑郎） 説明が終了しました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） ないようですので、質疑を終結いたします。

ここで、昼食のため、休憩します。再開は午後1時といたします。

（ 休 憩 午後12時03分 ）

（ 再 開 午後 1時00分 ）

○委員長（小山緑郎） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、伊藤スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（伊藤優俊） それでは、資料No.2の補正予算書の18頁をご覧ください。教育費6項「保健体育費」に15,886千円の補正と8,987千円の財源振替をお願いするものでございます。内訳といたしまして、はじめに1目90事業「スキー場事業特別会計繰出金」ですが、この後議案第103号で説明します太田大台スキー場の設備や機器の修繕費に伴う繰出金として3,640千円の補正をお願いするものであります。また、2目11事業「体育館改修事業費」について、平成26年度当初予算計上の「太田体育館耐震補強工事費」の補助残に、先に説明のありました「がんばる地域交付金」8,987千円を充当し、財源振替をお願いするものであります。

次に、1目20事業「小・中学生ウィンタースポーツ推進事業費」につきましては、主な事業説明書24頁をご覧ください。この事業は、市内の小・中学生が雪国の特性を活かして、スキー技術の習得を図ることと、地元のスキー場を家族で利用していただく機会を提供することを目的として、平成17年度から実施しております。無料共通シーズン券の交付対象は、小学生全学年、中学1～2年生と大曲養護学校生並びに区域外就学の小・中学生を含めた5,200人超となっておりますが、転入転出によっては、若干の変動がございます。シーズン券使用料の積算に当たっては、過去2年間の利用実績の平均値を根拠に820円の単価を乗じた額12,124千円を見込んでおります。実際の運用に当たっては、利用実績に応じて各スキー場に支払うこととなります。この他、シーズン券印刷費等を含めた12,246千円の補正をお願いするものでございます。

以上、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（小山緑郎） 説明が終了しました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） ないようですので、質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

- 委員長（小山緑郎） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第102号「平成26年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。当局の説明を求めます。杉山学校給食総合センター所長。
- 学校給食総合センター（杉山光行） 資料No.2の大仙市補正予算書の23頁をご覧ください。第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23,177千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,089,341千円とするものでございます。26頁目をご覧ください。第2表、継続費補正につきましては23,177千円増額し、補正後の総額を705,091千円とするものでございます。次の27頁をご覧ください。第3表、地方債補正につきましては、学校給食センター整備事業債の限度額を22,000千円増額し、補正後898,600千円とするものです。次に、資料No.2-1の主な事業説明書21頁目をご覧ください。事業名「西部学校給食センター整備事業費」補正額23,177千円。補正額の内容でございますが、概要といたしまして、建築工事請負契約によるスライド条項適用による増額によるもので、内容は工期内に急激な賃金又は物価等の変動が生じたため、工事請負代金について増額するものでございます。補正額は23,176,800円でございます。また、これに伴い継続費につきましても、補正後の総事業費が705,091千円となります。補正額の財源内訳は、市債22,000千円、一般財源が1,177千円でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 委員長（小山緑郎） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。佐藤委員。
- 委員（佐藤芳雄） 給食費、一般質問で無料にしてくれとかっていう質問ありましたけども、PTA連合会とか父兄の方から無料にしてくれとか安くしてくれとか、そういう要望とか話し合いあるもんだすか。
- 委員長（小山緑郎） 小笠原部長。
- 教育指導部長（小笠原晃） 給食費の無料化につきまして、PTA等からの要望は今まであがってきておりません。
- 委員長（小山緑郎） 佐藤委員。
- 委員（佐藤芳雄） 単価下げてくれとかも。
- 委員長（小山緑郎） 小笠原部長。

○教育指導部長（小笠原晃） 4月に値上げしたわけですがけれども、その事前に色々と協議を説明させていただいて校長会、それからPTAご了解いただいて、値上げという形にさせていただきました。

○委員長（小山緑郎） よろしいですか。

○委員（佐藤芳雄） はい、分かりました。

○委員長（小山緑郎） 他にございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） なければ質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第103号「平成26年度大仙市スキー場事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。当局の説明を求めます。伊藤スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（伊藤優俊） それでは、議案第103号「平成26年度大仙市スキー場事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。補正予算書は、35頁から41頁になります。ここでは、大仙市スキー場事業特別会計の歳入歳出に、それぞれ一般会計からの繰入金3,640千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ82,551千円とするものであります。3,640千円の内訳といたしまして、資料No.2-1 主な事業の説明書の25頁、最終頁をご覧ください。スキー場運営にあたりましては、安全・安心を最優先に、事故や災害を未然に防ぎ、健全で利用者に喜ばれるスキー場運営を目指しております。概要でございますが、太田大台スキー場の（1）ビジターハウストイレの改修に1,753千円、（2）ロマンスリフト主電動機回転制御システムの修繕に1,231千円、（3）ロッジ暖房機の更新に656千円、以上3件の修繕費に要する経費でございます。はじめにビジターハウスのトイレ改修ですが、この施設は夏には自然体験やパラグライダー、冬はスキー場の事務所や休憩所として年間利用されております。今般、木造公共施設等整備事業で新築される休憩所にはトイレを設置せずに、隣接するビジターハウスと連絡通路を利用してトイレを共有することと

しております。現在、ビジターハウスの大便器は、男子2基と女子3基ありますが、そのうち男女とも1基ずつが和式の便器となっております。スキー靴を履いたままで利用するにあたっては、全ての便器を洋式に改修すべきと思っております。また、水洗に当たっても、現在、泡洗浄タイプの簡易水洗となっておりますが、効率の悪さと紙詰まりの要因となり、結局は水で流すことになってしまうことから、簡易水洗の方式を全て水洗タイプに更新するものでございます。次に、ロマンスリフト主電動機回転制御システムの修繕でございますが、昨シーズンの1月3日に第1リフトの速度異常が発生したため、保守管理業者に調査を依頼したところ、速度指令用基盤の故障と判明しました。速度を固定した半自動運転モードに切り替えての運転は可能でありましたが、緊急時や初心者に対応した減速運転が出来ないことと、頻繁に始動停止を繰り返すことでモーターやブレーキに負担が掛かり、更なる故障に繋がることなどから、保守管理業者所有の予備基盤を一時的に借用してシーズン終了まで応急的に対処してきたところであります。速度指令用基盤は平成6年に設置して既に20年が経過したことから現在製造されておらず、交換には受注製作が必要であり、この制御装置と連動して速度の異常を感知するパイロットモーターの交換、更には主電動機回転制御システムプログラムの作成と、機材品の手配に発注から2カ月ほどを要するため、今シーズンの営業に間に合うように修繕するものであります。次に、ロッジ暖房機の交換ですが、これも今年2月にロッジ2階食堂に設置してある暖房機2台が故障したため、業者に修理を依頼したところ、バーナー部分の故障と判明されました。しかし、こちらも平成6年に設置して既に20年を経過したことから、現在必要な部品が製造されておらず、修理不可能であったため、シーズン終了までブルーヒーターで対応いたしました。十分な効果が得られなかったことから、今シーズンを前に暖房機を更新するものであります。

スポーツ施設を利用される方々の安全と利便性確保のため、以上 ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（小山緑郎） 説明が終了しました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。後藤委員。

○委員（後藤健） 中身は全然あれなんですけども、リフトと暖房機とどっちも20年以上経過してということでしたけども、老朽化による故障ということですよ。

○委員長（小山緑郎） 伊藤課長。

- スポーツ振興課長（伊藤優俊） 老朽化によるものと思います。更に部品等が製造されておらないので、新しく受注生産ということになるかと思います。
- 委員長（小山緑郎） 後藤委員。
- 委員（後藤健） これ、他に20年前後経過してるこういった施設というのはどれくらいあるもんだすか。
- 委員長（小山緑郎） 伊藤課長。
- スポーツ振興課長（伊藤優俊） スキー場そのものですね、結構なっておるものですから、リストでまとめてはおりませんが、多々あると思います。一応、それぞれ3スキー場ございますが、年次計画的に摩耗してる部分とか計画的に修理をかけていく予定になっておりますが、やはり予算との関係もございまして、まだ今年は間に合うだろうというのは、そのままやってみたりしてますので、20年以上のリストはちょっとございませんが、この後も、老朽劣化による故障はでてくるものと考えております。
- 委員長（小山緑郎） いいですか。
- 委員（後藤健） はい。
- 委員長（小山緑郎） 他にございせんか。大山委員。
- 委員（大山利吉） 伊藤課長、3つのスキー場、トイレ全部洋式これで。それともまだあるかな和式の。
- 委員長（小山緑郎） 伊藤課長。
- スポーツ振興課長（伊藤優俊） 大曲、協和、太田につきましては、太田の今これも含めまして全部洋式化になっております。ただ、太田の一番奥の方のリフト券売り場の更に奥の方にリフレッシュハウスがございまして、そちらの一部がまだちょっと和式、何基かなっております。
- 委員（大山利吉） それは改修しなくても。
- スポーツ振興課長（伊藤優俊） それもこの後改修していかなければならないなと思っておりますが、今現在、今回新しく休憩所も設けますので、そことの連絡で使用頻度のあるビジターハウスの便器を今回は補正であげさせていただいたと。
- 委員長（小山緑郎） いいですか。
- 委員（大山利吉） はい。
- 委員長（小山緑郎） 大山委員。

○委員（大山利吉） これ、トイレはあまり寿命というのはねべども、まず何回も洋式トイレさ変えるためっていうふうに議案として予算さあげてこねたていいように、あと1年くれでできるんだすな、トイレに関しては。

○委員長（小山緑郎） 伊藤課長。

○スポーツ振興課長（伊藤優俊） スポーツ施設全体につきましては、あと1年とは申し上げられませんが、なるべく早急に洋式化にしていかなければならないと思っております。

○委員長（小山緑郎） よろしいですか。

○委員（大山利吉） はい、分かりました。

○委員長（小山緑郎） 他にございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） なければ質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで、説明職員入れ替えのため、暫時休憩します。

（ 休 憩 午後1時18分 ）

（ 再 開 午後1時30分 ）

○委員長（小山緑郎） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、市立大曲病院の議案について審査いたします。はじめに、柴田事務長から、ご挨拶をお願いいたします。

○市立大曲病院事務長（柴田敬史） 本日はご審議いただくのは、剰余金の処分と決算の認定という2件となります。決算自体は医業収益が多かったということ、角間川病院の除却による欠損金の処理が昨年度で終了しておりますので、当期純利益がそのまま未処分剰余金として残っているということ、あと今の病院建設したときの色んな設備、給配水、空調、電気、といったものが耐用年数が過ぎている、その更新が大きな課題となってい



るといったところが特徴となっております。あと、この場をお借りして、8月5日の日にご説明いたしました自立支援にかかる訴訟について、ちょっとご報告したいと思えます。8月11日に少額訴訟という手続きに入りまして、ただ双方で意見の対立があるということ、大仙市と市立病院という2つが被告となっていたんですけれども、組織としては大仙市1つだといった整理がなされました。少額訴訟という手続きではなくて通常の訴訟に移行するということが整理されました。その後、裁判所の方から、訴訟として争うよりも、まずもう1度話し合ってくださいということで、調停の手続き、訴訟は継続したままで、調停の手続きをするということで、9月3日に1回調停を行っております。もうすぐですけども、9月12日に2回目の調停を行うということになっております。大仙市としての対応ということで、総務課の方で対応しております。9月12日の辺りで、また別途ご説明することになると思っております。以上、今のところの進捗のご報告でした。それでは、決算の審査と剰余金の処分の審査の方、どうかよろしく願いいたします。

○委員長（小山緑郎） ありがとうございます。

それでは審査に入ります。議案第98号「平成25年度市立大曲病院事業剰余金の処分について」を議題といたします。当局の説明を求めます。判田市立大曲病院事務次長兼管理課長。

○市立大曲病院事務次長兼管理課長（判田基） それでは、議案第98号「平成25年度市立大曲病院事業剰余金の処分について」をご説明申し上げます。資料No.1の議案書の60頁をお開きください。本議案は、平成25年度市立大曲病院事業会計の未処分利益剰余金のうち、1,600千円を減債積立金として、14,000千円を建設改良積立金として処分し、それぞれ企業債の償還、建設改良工事費に当てるため積み立てるものであり、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。この処分に係る計算書が資料No.4の大仙市公営企業会計決算書の、市立大曲病院事業会計決算書の8頁にありますのでご覧ください。病院事業会計におきましては、施設整備の多くの部分が前年度末で減価償却期間を終了しまして、それらの更新等が今後の大きな課題となってまいります。そのため、当年度末未処分利益剰余金31,162,309円のうち、減債基金に1,600千円、建設改良積立金に14,000千円を積み立てるものであり、これにより翌年度繰越利益剰余金は、15,562,309円となるものであります。なお、この処分につきましては、平成24年度までそれまで

計上していました欠損金が清算されたことによりまして、当年度に発生した利益の処分が可能となったものでありまして、減債積立金については利益の20分の1以上を目安に、また建設改良費については、発生した利益から減債積立金相当額を差し引いた残額のおおよそ2分の1程度を積み立てることとしたものであり、病院事業の将来に向けた支出に対応するため、会計処理手順に基づき利益の積立を行うものであります。

以上、「平成25年度市立大曲病院事業剰余金処分について」ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○委員長（小山緑郎） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） なければ質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第123号「平成25年度市立大曲病院事業会計決算の認定について」を議題といたします。決算の審査に当たっては、予算が適正かつ効率的に執行されているかどうか、事務事業の執行が法令及び条例等に基づき適正に処理されているかどうか等につき、監査委員の審査意見書等を参考に審査いたしたいと思っております。当局の説明を求めます。判田事務次長兼管理課長。

○市立大曲病院事務次長兼管理課長（判田基） 議案第123号「平成25年度市立大曲病院事業会計決算の認定について」をご説明申し上げます。説明は、資料No.4の大仙市公営企業会計決算書の前半部分、市立大曲病院事業会計決算書により説明させていただきます。はじめに資料の13頁をご覧ください。はじめに、病院の運営状況についてご説明いたします。頁の中段、3の業務量とあります。その業務量として入院と外来の患者数について記載しております。入院の延べ患者数でありますけれども、25年度の一番右の合計欄です。患者数が40,771人で、前年度と比較しまして205人の減とな

っております。1日平均患者数が111.7人、病床利用率は93.1%であります。入院・退院の状況についてでありますけれども、入院患者数が191人、退院患者数が199人で、前年度と比較しましてそれぞれ22人、23人と増加しております。入退院患者の出入りが多かったということで、平均在院日数の前年度比較で35.5日短くなっております。次に下の表です。外来の年間延べ患者数でありますけれども、25年度15,317人で、前年度と比較しますと752人の増となっております。1日平均患者数は62.8人、前年度比較では3.4人多くなっております。患者の内訳でありますけれども、初診が419人、再診が14,898人となっており、前年度比較で、初診が32人の減、再診が784人の増となっております。外来の年間延べ患者数のうち、精神科訪問看護指導による延べ患者数は467人と前年度より91人、率にして24.2%の増となっております。

次に決算についてご説明申し上げます。決算書の2頁、3頁をご覧ください。市立大曲病院事業決算報告書の(1)収益的収入及び支出であります。この表では決算額についてご説明しまして、それぞれの主な内容につきましては16頁以降の明細書でご説明申し上げます。まず、収入の第1款、病院事業収益の決算額は991,105,394円、下の表になります。支出の第1款、病院事業費用の決算額は959,943,085円、収入支出差引きで31,162,309円の黒字となっております。上の表の収入の内訳でありますけれども、2行目、収入の第1項、医業収益は771,080,700円、予算に比較しまして2,683,300円の減、率にして0.3%の減となっております。前年度決算と比較しますと21,473,183円、率で2.9%の増となっております。次の第2項、医業外収益は220,024,694円で、予算に比較して402,694円の増、前年度決算と比較しまして6,954,253円、率にして3.1%の減となっております。次に支出の内訳であります。下の表となります。2行目、第1項、医業費用の決算額は917,314,425円で、予算との比較では31,567,575円少ない支出となっております。前年度決算との比較では5,911,821円、率にして0.6%の減となっております。第2項、医業外費用の決算額は42,628,660円で、予算との比較では375,340円の減、前年度決算との比較では2,568,081円の減となっております。第3項、予備費の支出はありません。収入と支出の詳細につきましては、16頁からの明細書に記載しておりますので、16頁をご覧ください。まず、収入の医業収益のうち、入院収益は3行目です。546,17

0, 281円で、前年度決算に比較して1, 761, 592円、率にして0.3%の増となっております。これは、延べ患者数は減少したものの、入院患者1人1日当たりの診療収入が110円アップの13,396円となったことによるものです。次に、外来収益については221,069,299円、前年度と比較しまして19,363,276円、率にして9.6%の増となっております。これは、前年度に比較しまして、延べ患者数で752人の増、患者1人1日当たりの診療収入で584円の増となったことによるものです。その他、医業収益につきましては、診断書料、また、介護保険主治医意見書等の文書料の収入で3,841,120円の決算額となっております。次に、下の医業外収益でありますけれども、まず預金利息として70,656円、負担金交付金として一般会計負担金が218,476千円、前年度と比較しまして7,334,519円少なくなっております。一般会計負担金につきましては、地方公営企業法に定められました繰入基準内の支出額となっております。その他医業外収益としましては、自動販売機、またコインランドリー等の手数料の収入としまして1,478,038円であります。以上が収入の主な内訳であります。

次、17頁をご覧ください。支出の医業費用のうちの主な内訳としましては、まず給与費が523,976,767円で、前年度決算額と比較しますと3,546,340円、0.7%の増となっております。また予算との比較では26,000千円と大きな減となっておりますが、これは25年度におきましては恒常的に看護師が欠員状態にあったこと、それから賃金で夜間勤務にも対応できる嘱託看護師等を募集してはいたしましたが、応募者される方がいなかったことという理由によって、不用額となったものであります。なお、給与費と医業収益の割合を示す人件費比率であります。これが68.0%で前年度決算比較では1.4ポイント減となっており、若干ではありますが改善されております。次に、材料費でありますけれども、これは179,993,138円、前年度決算比較では16,201,152円、9.9%の増となっております。この材料費のほとんどが処方薬の払い出し分の薬品費で169,414,467円あります。外来収益では、収益に占める薬の割合が大きく、平成25年度では外来患者が752人増となっていることや、長期投与患者の増などによる処方量の増加などによりまして、その払い出し額が、前年度比較で15,619,558円、率で10.2%の増となっているものであります。次に、経費でありますけれども決算額が165,818,028円で、前年度決算比較で4,248,057円、率にして2.6%の増となっております。増加の要因の大きな

ものとしましては、光熱水費や燃料費、修繕費の増でありますけれども、光熱水費や燃料費につきましては、使用する数量事態は小さな伸びでありましたけれども、単価の上昇等によりまして消費金額が増加したものであります。次に、18頁の減価償却費でありますけれども、これが43,249,093円で前年度決算比較では32,313,895円の減となっております。これは平成25年度で築後17年が経過しまして、償却が終了した設備が出てきたことにより償却額が少なくなったものであります。これらの設備については、今後更新の時期を迎えることを考慮しながら、適正な日常点検等を行い、計画的に管理していく必要があると考えております。次に19頁をご覧ください。医業外費用であります。その内訳でありますけれども、その大部分が企業債利息の支払いでありまして、これは企業債3件分の支払い利息42,489,861円となっております。前年度決算との比較では2,597,596円の減となっております。

もう1度、4頁から5頁をお開き願います。次は、(2)資本的収入及び支出について、ご説明申し上げます。収入につきましては、該当する収入がなく0円であります。支出の第1款、資本的支出の決算額が105,077,509円で、予算との比較では3,343,491円の不用額となっております。第1項から第2項の内容につきましては、決算額を報告後、20頁の明細書においてご説明いたします。まず、第1項、建設改良費は20,013,840円で、不用額が2,343,160円であります。第2項、企業債償還金は85,063,669円であります。第3項、予備費は、支出等ありませんでした。なお、枠外に記載しております通り、資本的収入額が資本的支出額に不足する額105,077,509円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんしております。表内の各項の内容についてご説明いたします。20頁をご覧ください。支出の内訳であります。建設改良費のうち、工事請負費が7,350千円、それと設計業務委託費525千円につきましては、管理診療棟の冷暖房設備改修工事に係る支出であります。次の器械備品購入費でありますけれども、決算額が12,138,840円でありますが、内訳としましては、脳波計が7,055千円、X線撮影装置が2,845,500円、大型冷凍庫が787,500円、薬品保冷庫228,900円等、各1台を更新したものでありまして、更にベッドサイドモニター787,500円、作業療法等のパソコン4台433,440円、これは新規に購入したものであります。次の企業債償還金であります85,063,669円につきましては、病院建設のための企業債3件分の元金償還額であります。平成25年度末の未償還残高は1,299,684,852円で、

償還終了予定は、それぞれ平成37年、38年、39年の3月となっております。次に、損益計算書についてご説明申し上げます。6頁をご覧ください。この計算書は、年間の事業収支の状況を示したもので、各項目の金額につきましてはこれまでご説明いたしました内容と同じでありますので、概略のみ申し上げます。まず、1 医業収益と2 医業費用の差引きでは、医業損失が146,233,725円で、前年度と比較しますと27,385,004円損失が少なくなっております。また、3 医業外収益と4 医業外費用の差し引きでは177,396,034円で、前年度と比較しますと4,386,172円利益が少なくなっております。この利益と医業損失の差引きであります経常利益が31,162,309円で、この額が当年度の純利益となっております。この純利益の発生につきましては、外来収益が予算作成時の見込みを上回ったこと、それから支出面では経費の節減、それから給与費の減が主な要因となっております。またこの純利益は、平成24年度をもって、それまで繰り越してきた欠損金が清算されて「0」となりましたので、欠損金解消のための充当もないことから、当年度末の未処分利益剰余金となり、先の議案第98号でご審議いただいた剰余金処分の対象となったものであります。次に7頁の剰余金計算書をご覧ください。この計算書は平成25年度の剰余金の動きを表すものですけれども、本年度は動きがなかったことから、利益剰余金の部の残高が31,162,309円、資本剰余金の部の残高が350,858,627円となっております。次に、9頁から10頁にかけての貸借対照表についてご説明いたします。この表は、平成25年度末における各勘定の残高を示しております。資産の部、1の固定資産のうちの(1)有形固定資産、(2)無形固定資産につきましては、21頁から22頁に明細がありますので、併せてご覧いただければと思いますが、それぞれの残高につきましては、有形固定資産が1,414,672,234円、無形固定資産299,435円で、固定資産合計が1,414,971,669円、前年度決算と比較しまして25,895,806円少なくなっております。2の流動資産につきましては、現金預金、未収金、貯蔵品の合計で330,084,373円であり、前年度決算に比較しまして32,219,704円少なくなっております。以上あわせました資産合計が1,745,056,042円であります。次に、負債の部、3の流動負債は未払い金、その他流動負債の合計の48,336,640円で、前年度決算に比較し4,214,150円少なくなっております。次に、10頁の資本の部であります。4の資本金は自己資本金、借入資本金、合わせまして1,314,598,466円あります。なお、借入資本金に

つきましては、23頁から24頁に明細がありますが、企業債3件分の年度末の未償還残高であります。次の、5の剰余金につきましては(1)の資本剰余金と(2)の利益剰余金で、合わせて382,020,936円で、前年度決算に比較しまして地益剰余金分の31,162,309円の増となっております。以上によりまして、資本合計が1,696,619,402円で、負債資本合計が資産合計と同額の1,745,056,042円となっております。

以上簡単でございますけれども、決算の説明を終了させていただきます。

○委員長(小山緑郎) 説明が終了しました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。石塚委員。

○委員(石塚柏) 医業損益のところ改善してきているということなわけですけど、だいたいこれから5年先までとは言わないんだけど、大体改善しそうだなど、例えば患者さん増えて喜ぶ、お客さん増えて、普通民間だったら喜ぶんだけど、特殊な例ですから増えてそういうこと、医業損益が改善してるのかもしれないけど、その辺の24年度の状態とこう比較してみて大体どうなんですか、傾向として。大体こんな感じで、まだまだ医業損益、改善傾向にありそうだなどという、その辺の見込みみたいなもの、皆さん掴んでらっしゃるものですか。

○委員長(小山緑郎) 柴田事務長。

○市立大曲病院事務長(柴田敬史) 25年度は外来がだいぶ伸びたという特徴があります。そうするとこれから先も外来が伸びていくのかと言われると、そうとは思っておりません。確かに外来が伸びる一番の理由は、実は皆さんお気づきのように認知症というか、高齢者が増えているためなんですけども。高齢者がどんどん増えていくかという、高齢化率は高くなっていくけども人口が減ってきているので、絶対数というのはそんなに伸びたりはしないだろうと思っております。精神の方は比較的人口の増減とは関係なく、一定数いるというか、そういう特徴があります。大体25年度決算あたりのところが、数とか量に関しては頭打ちの線なのではと見越しております。ただ、国の方の医療施策自体は、とにかく精神病院の入院日数が長すぎる、早く退院させろみたいな動き方になっております。そういう意味では、大半他の民間施設ですと、退院先を確保するみたいな、病院があつてグループホームがある、特養がある。そうやってグループで営業しているという形になっております。ただ、市立病院の場合は、そういうふうにはそう簡単にはできることではないので、平均在院というか、できるだけ退院を促していく、

地域に移行するというような形でいくと、収益は少しは上がっていくというか、数的な部分は大体頭打ちだけでも、入退院、在院日数を短くすることで入院数を増やしていくという形にはなっていくんだと思っております。どんどん伸びていくというふうには、全然見通してはおりません。

○委員長（小山緑郎） 石塚委員。

○委員（石塚柏） 大仙市以外、例えば横手市だとか秋田市だとか仙北市だとかから、以外から来る人が増えてきたとか、その辺の大仙市と大仙市以外の構成比率ってあまり変わらないということですか、そこはあまり意識しなくてもいいということなんですか。それとも、お客さんだということで、横手だ大仙市だということはなんも意識しないで、分けけてデータとったということはないということですか。どんなもんだですか。

○委員長（小山緑郎） 事務長。

○市立大曲病院事務長（柴田敬史） 何年か前に構成比をとったデータがあります。ただその後、とってないので。

○委員長（小山緑郎） いいですか。

○委員（石塚柏） 結構です。

○委員長（小山緑郎） 他に質疑はありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） なければ質疑を終結いたします。それでは、これから書類等の審査を行います。審査につきまして、委員の分担を決め、「収入」と「支出」とに分け審査いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） ご異議なしと認めます。次に、審査の分担につきまして、委員長の指名とすることにご異議ありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） ご異議なしと認めます。

それでは、収入につきましては細谷委員、石塚委員、支出につきましては佐藤委員、児玉委員、大山委員にお願いいたします。審査の方法には、休憩の形で行い、それぞれの審査終了後、質疑及び意見の調整を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）



○委員長（小山緑郎） それでは書類審査のため、暫時休憩いたします。時間は2時20分までといたします。

（ 休 憩 午後2時05分 ）

（ 再 開 午後2時20分 ）

○委員長（小山緑郎） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

書類等の審査も終わったようですので、これより、統括質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） なければ質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） 討論なしと認めます。これより採択いたします。本件は、認定することにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員（小山緑郎） ご異議なしと認め、本件は認定すべきものと決しました。

以上で、市立大曲病院の審査は終了いたします。

次に、所管事務に係る閉会中の継続審査及び調査に関する件についてお諮りします。お手元に配付しております件につきましては、議長に対し、閉会中の継続審査及び調査の申し出をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） ご異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、委員派遣の承認要求についてお諮りいたします。11月24日から26日までの期間、所管する事項について行政視察を行うため、議長に対し、委員派遣の承認要求をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。なお詳細につきましては、後日連絡いたします。

以上で、当委員会に審査付託となりました議案の審査は、終了いたしました。なお、本委員会の「審査報告書」及び「委員長報告」の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

○委員長 (小山緑郎) ご異議なしと認め、そのように決しました。この際、委員の皆様から何かございましたら、お願いいたします。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

○委員長 (小山緑郎) ないようですので、これをもちまして、教育福祉常任委員会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

( 閉 会 午後 2 時 2 2 分 )

委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

教育福祉常任委員会委員長 小 山 緑 郎